

新生「会社法」の 気になる用語Q & A (2)

制度調査部
横山 淳

「無償割当」、「募集株式」、「株券発行会社」

【要約】

2005年6月29日、新生「会社法」が国会で成立した。

新生「会社法」では、耳慣れない用語や、日常使う意味とは異なる意味で用いられる用語が、数多く使われている。本シリーズでは、新生「会社法」で使われている用語について簡単な解説をする。

本稿では、「無償割当」、「募集株式」、「株券発行会社」を紹介する。

【目次】

- Q1：「無償割当」とは株式分割のことか？ また、かつての「無償交付」と関係があるのか？
- Q2：会社法上の「募集株式」は、証取法上の「公募」と何か関係があるのか？
- Q3：会社法の下では、「株券発行会社」という言葉がある。これと「株券不発行制度」との関係は？

はじめに

2005年6月29日、参議院本会議で商法等を大幅に改正する「会社法」が可決・成立した。

新生「会社法」では、耳慣れない用語や、日常使う意味とは異なる意味で用いられる用語が、数多く使われている。そのため、制度調査部にも多くの質問が寄せられている。

そこで本シリーズでは、制度調査部に寄せられた質問などを基に、新生「会社法」で使われている「気になる用語」について、Q & A形式で簡単な解説を行う。

本稿では、「無償割当」、「募集株式」、「株券発行会社」を取り上げる。

Q 1 : 「無償割当」とは株式分割のことか？ また、かつての「無償交付」と関係があるのか？

A 1 「無償割当」と「株式分割」は、確かに似てはいるが、異なる制度である。
「株式分割」は、株主が現在保有する株式を細分化するものである。それに対して「無償割当」は、株主に無償で株式（異なる種類株式も可）を割り当てるものである。
また、1990年の商法改正以前に存在した「無償交付」とも全く別の制度である。

会社法では、「無償割当」という制度が設けられている（会社法 185）。これは株主に対して新たに払い込みをさせないで、その会社の株式を割り当てるものである。

これは「株式分割」とも確かに似ているが、異なる制度である。会社法に基づいて両者を比較すると次のようになる。

	無償割当	株式分割
手続	取締役会の決議（注1）	
割当・分割により増加する株式の種類	対象となる種類の株式と異なる種類の株式の割当ても可能 例えば、優先株式を保有している株主に普通株式を割り当てることも可能。	対象となる種類の株式がそのまま分割により増加する。 例えば、普通株式を対象とした分割の場合、普通株式が増加する。
割当・分割により増加する株数の限度	授權枠の範囲内で行う。	原則、授權枠の範囲内で行う。 ただし、普通株式しか発行していない場合は、実質的に無制限に分割可能（注2）（注3）。

（注1）取締役会を設置していない会社の場合は株主総会（会社法 183、186）

（注2）授權枠を株式分割の割合に応じて増加することが可能（会社法 184）。

（注3）上場会社の場合は、取引所が一定の範囲内で行うことを要請している。

なお、1990年改正以前の商法では「無償交付」という制度が存在した。当時の「無償交付」とは、法定準備金の資本組入れなどを引き当てとした新株発行のことであった。

会社法の下での「無償割当」は、法定準備金の資本組入れなどとは無関係な制度であり、かつての「無償交付」とも全く別の制度である。

Q 2 : 会社法上の「募集株式」は、証取法上の「公募」と何か関係があるのか？

A 2 : 特に関係ない。会社法上の「募集株式」とは、新株発行又は自己株式処分で交付される株式のことをいう。「公募」で発行される株式に限定される訳ではない。
なお、会社法では、旧商法の新株発行と自己株式処分を合わせて、「募集株式の発行等」と呼んでいる。

会社法では「募集株式」を、発行する株式又は処分する自己株式を引き受ける者の募集に応じて、「引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式」と定義している（会社法 199）。

なお、ここでいう「募集」とは、広く一般の人々を対象とした（証券取引法上の）「公募」に限られず、株主割当や第三者割当も含む概念である。

つまり、会社法上の「募集株式」とは、新株発行や自己株式処分で交付される株式のことを言うのである。会社法では、旧商法の新株発行と自己株式処分を合わせて、「募集株式の発行等」として、同一の規定による規制を行っている。そのため、このような用語の整理が行われているのである。

なお、新株発行と自己株式処分が同一の規定で規制されることに伴って、旧商法では規定されていなかったルールの整備も行われる。例えば、自己株式処分の際の現物出資に関する規定（会社法 207 など）も整備される。

Q 3 : 会社法の下では「株券発行会社」という言葉がある。これと「株券不発行制度」との関係は？

A 3 : 定款で株券を発行する旨を定めている会社のこと。旧商法の下では「株券不発行制度」を採用している会社（株券廃止会社）が例外的な位置づけであった。それが、会社法の下では、株券の発行・不発行を巡る原則と例外が逆転し、「株券発行会社」が例外的な位置づけとなる。なお、既存の「株券不発行制度」を採用していない会社については、経過措置があるので自動的に「株券発行会社」としての取扱いを受けることとなる。

会社法では「株券発行会社」を、「その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社」と定義している（会社法 117 ）。

つまり、「株券発行会社」とは、定款で株券を発行することを定めている会社ということである。こうした用語が会社法で定められているのは、次のような事情による。

2004 年の株式等決済合理化法により、株券をペーパーレス化する「株券不発行制度」が導入された。その結果、上場会社については 2009 年 6 月までに一斉・強制的に株券がペーパーレス化されることになった。また、未上場会社については、任意で「株券不発行制度」を採用できるようになった。

ところが、旧商法上の建前は、あくまでも会社は株券を発行するのが原則とされている（旧商法 226 など）。定款で株券を発行しない旨を定めた会社について、例外的に、「株券不発行制度」を認めるという位置づけがされているのである（旧商法 206 の 2 など）。

これが会社法では、原則と例外が逆転することになる。つまり、株券は発行しないのが原則であって、定款で株券を発行する旨を定めた場合に株券を発行するという位置づけになったのである（会社法 214 など）。

その結果、旧商法で株券不発行を採用した会社（株券廃止会社）に関する特例を定めていたのとは逆に、会社法では株券を発行する会社に関する特例を定めなければならなくなった。そのため、「株券発行会社」という用語が必要となったのである。

なお、株券の発行・不発行を巡る原則と例外が逆転したとは言え、上場会社の株券について2009年6月までの一定期日に一斉・強制的にペーパーレス化するという方針に変更はない。

つまり、上場会社は、会社法の下でも、一斉・強制的に株券がペーパーレス化される期日までは「株券発行会社」であり続けなければならないこととなる。その結果、会社法の施行に合わせて、株券を発行する旨の定款変更をしなければならないのか、が問題となる。

この点については、会社法と同時に成立した「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(76条)で次の経過措置が設けられている。

即ち、旧商法の下で「株券不発行制度」を採用していない既存の会社については、定款に「株券を発行する旨の定めがあるものとみなす」こととされている。従って、改めて定款変更などの特別な手続を行わなくても、自動的に会社法の下では「株券発行会社」としての取扱いを受けることとなる。